

三股町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム 2020

令和2年（2020年）3月 策定

1 目 的

三股町耐震改修促進計画に基づき、住宅の耐震化を促進するため、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に耐震診断の実施及び耐震改修等による耐震化を促して行きます。耐震診断を行う建築士や改修事業者に対しては、技術力の向上や改修コストの縮減を図るためのノウハウの共有等により、本町の状況を踏まえた取り組みを行うことが重要です。

このため、三股町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）を作成し、毎年度、住宅耐震化に係る取り組みを位置付け、その進捗状況进行评估するとともに、プログラムを見直し、改善を図ることで、住宅の耐震化を強力に推進していきます。

2 位 置 付 け

アクションプログラムは三股町耐震改修促進計画に位置付けます。

3 取組内容・目標・実績

3.1 対象区域、対象建築物の設定

対 象 区 域：三股町全域

対象建築物：昭和56年（1981年）5月以前に建築された木造住宅

3.2 取組期間

本プログラムの取組期間は、下記のとおりとする。

取 組 期 間：2019年度から2023年度までの5年間とする。

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
アクションプログラム策定						
戸別訪問等						

3.3 計 画

3.3.1 令和2年度取組内容

① 財政的支援

(ア)住宅の耐震診断費に対する補助を実施

(イ)住宅の耐震改修費（補強設計費を含む）に対する補助を実施

② 普及啓発等

(ア)住宅所有者に対する直接の啓発

- 町広報誌や回覧板で、訪問による個別相談の希望者を募集し、木造住宅診断士と共に訪問し、簡易診断と補助制度の説明を行います。

(イ)耐震診断実施済みの所有者に対する耐震化の意思確認

- 前年度以前に耐震診断実施済みの所有者に、電話等により改修の意向を確

認し、最適な補助制度等の説明を行います。

- 本年度耐震診断を行う所有者に対し、診断完了時に改修に向けた意向調査及び補助制度等の情報提供を行います。

(ウ)改修事業者の技術力向上等

- 県の実施する改修事業者の技術力の向上に係る取組みと連携し、推進を図ります。
- 県が作成した耐震改修事業者リストを公表します。

(エ)住民への周知啓発

- 戸別訪問等によるチラシ配布により普及啓発をします。
- 町ホームページに補助制度を掲載します。
- 年3回程度、町回覧板に補助制度を掲載します。
- 住民説明会等による啓発・普及をします。

3.3.2 令和2年度目標

- A) 木造住宅耐震診断補助戸数・・・30戸
- B) 木造住宅耐震改修補助戸数・・・9戸

3.3.3 前年度までの実績

年度	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	合計
耐震診断	8	10	8	5	5	0	4	5	4	4	10	10	6	4	11		94
耐震改修	-								2	2	0	2	4	2	3		15

3.4 自己評価

3.4.1 前年度（令和元年度）取組実績

- ① 町ホームページに補助制度を掲載。
- ② 町回覧板に補助制度を掲載。
- ③ 戸別訪問等によるチラシ配布により普及啓発

3.4.2 前年度（令和元年度）の課題

- ① 戸別訪問によるチラシ配布により普及啓発に努めたが、想定ほどは制度の利用は伸びなかった。
- ② 今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある。

3.4.3 改善策

- ① 補助制度の普及啓発を引き続き積極的にPRして行きます。